

北陸エリアにおける高付加価値コンテンツ造成・磨き上げ事業業務委託仕様書

1 趣旨

「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業の「モデル観光地」に選定された北陸エリアにおいて、インバウンド高付加価値旅行者の誘客を促進している。

いわゆる高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。

令和7年度において、北陸エリアが誘客ターゲットとする欧米豪市場の高付加価値旅行者向けコンテンツの造成又は磨き上げを行い、インバウンド高付加価値旅行者の更なる誘客促進を図るものとする。

2 委託業務名

北陸エリアにおける高付加価値コンテンツ造成・磨き上げ事業業務

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年2月20日まで

4 業務内容

(1) 基本業務

- ・北陸エリアの滞在価値を、特に欧米豪市場を中心とした高付加価値旅行者のマーケットに訴求していくためのコンテンツ造成及び磨き上げを行っていくうえで必要な業務活動計画及び方法を提案すること。
- ・業務実施にあたっては、業務の委託期間内における具体的なスケジュール等を含めて提案すること。
- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ、業務を遂行すること。

(2) 業務実施体制構築

- ・インバウンド高付加価値旅行者向け観光コンテンツの造成及び磨き上げを行うにあたり、コンテンツホルダーに対し、必要なアドバイス・コンサルティングを提供できる者（外部有識者、高付加価値旅行者に販売網を持つ実績あるエージェント等）と連携し、本業務を適切に遂行できる体制を整えること。

- ・観光コンテンツの造成及び磨き上げにむけたコンサルティングについては、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ進めること。
- ・観光コンテンツの造成及び磨き上げについては、北陸エリアの地域DMCやコンテンツホルダーと連携し、業務を進めること。また、造成又は磨き上げを行った観光コンテンツについては、原則として受託者以外でも、北陸エリアの地域DMCやコンテンツホルダー等の事業者が販売することも可能とし、北陸エリアの観光事業者が高付加価値旅行者を更に誘客していくうえで役立つものとする。

(3) コンテンツ造成及び磨き上げ

以下のステップにより業務を実施すること。

<STEP 1>

- ・北陸エリアのマスタープランに定める地域の滞在価値を踏まえ、造成及び磨き上げを行うコンテンツの選定基準を提案すること。
- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ、造成及び磨き上げを行うコンテンツ候補を選定すること。

<STEP 2>

- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ、15件以上のコンテンツ造成又は磨き上げを行うこと。
- ・コンテンツは、北陸エリアのマスタープランに定める以下の3つのテーマの中からバランスよく選定すること。

(テーマ)

① 厳しくも豊かな自然環境との共生、山・海・里が育む食文化

② 武家文化の宝庫（オーセンティックサムライカルチャー）

③ 自然に磨かれた上質な生活文化と伝統・技、住まう人の精神性（受容性・寛容性）

- ・北陸エリアの地域バランスにも配慮し、コンテンツを検討すること。
- ・コンテンツ造成及び磨き上げについては、関係する事業者へのヒアリングを十分に行い、コンテンツ造成及び磨き上げにむけた業務の進捗管理を適切に行うこと。
- ・委託事業者は、コンテンツ造成及び磨き上げを行う段階で、コンテンツの状況や課題を把握するため、少なくとも1回は現地訪問を行うこと。また、コンテンツの造成及び磨き上げを一定程度終えた段階においても、評価のため現地訪問を行うこと（なお、評価のための現地訪問は、<STEP3>のプロトタイプツアー実施の際の訪問と兼ねることも可とする）。
- ・コンテンツは最終的にはタリフ化すること（日本語及び英語版を用意すること）。

<STEP 3>

- ・造成及び磨き上げを行ったコンテンツを含めた、北陸エリアの高付加価値旅行者

向け観光素材をもとにしたプロトタイプツアーを3件以上造成すること。

- ・高付加価値旅行者の誘客に実績を持つ国内DMC又は海外の旅行事業者を対象としたファムトリップ等を実施し、当該プロトタイプツアー及び造成・磨き上げを行ったそれぞれのコンテンツの評価や課題について検証すること。なお、ファムトリップは、予定する全てのコンテンツ造成及び磨き上げが完了していない段階で実施することも可とする。

<その他>

- ・造成したコンテンツについて、背景となる地域の歴史やストーリーを含めてその魅力を正確に伝えることができる外国語ガイドを育成するための研修を提案すること。
- ・研修内容はコンテンツの実演やロールプレイング等の実地研修を含めることとし、回数や実施場所と合わせて提案すること。
- ・対象者は北陸エリアにおいて活動する全国通訳案内士や地域通訳案内士に限らず、県内の観光施設等で勤務する外国語話者、在住外国人や元英語教師など、幅広い参加者も想定すること。
- ・研修内容の企画や実施については、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ進めること。

(4) 業務の報告等

- ・実施した活動内容と結果を報告書としてまとめ、事業終了後に報告すること。
- ・事業の進捗について「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と定期的にミーティングを行うこと。
- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」から問い合わせがあった場合、都度、活動状況を報告すること。

5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」へ提出すること。

- ・業務完了報告書（電子媒体1部）
- ・その他「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」が求める資料等（電子媒体1部）

6 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される

第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (4) 本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業として実施するものであり、事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」及び観光庁に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。